平成２２年（フ）第１９７１号
横浜市旭区左近山16番地７　左近山団地１街区６棟301号
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７４号
横浜市港南区港南台２丁目１番16―1405号
債務者　高村良太郎
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７６６号
横浜市泉区中田東１丁目37番３号
債務者　上杉　伸一
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７号
岡山県津山市小田中1965番地18
債務者　村田　美香
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前11時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２２５号
長崎県佐世保市花高３丁目２番５―104号、旧住所長崎県佐世保市広田３丁目36番11号パークサイド彩101
債務者　野中ちはる
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８９９号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘34番26号
債務者　中村　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５７号
神奈川県海老名市上今泉２丁目９番５―303号
債務者　石井　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３５号
東京都西東京市西原町１丁目６番17―203号
債務者　三田　聖江
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８０号
静岡市清水区駒越中２丁目９番15号
債務者　祐宗　高久
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後２時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７号
静岡県藤枝市高柳４丁目10番５号　カーサビアンカＡ棟201号
債務者　市川　勝一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７２号
奈良県香芝市畑３丁目794番地の１
破産者　有限会社ユメックス
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１２６６号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番11棟503号
破産者　植木　早苗
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４号
長野県松本市大字笹賀5211番地
破産者　有限会社カーオフィス内川
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３７７０号
名古屋市西区稲生町字杁先2200番地の134
破産者　有限会社サイトウ
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１９号
札幌市北区篠路町上篠路６番地78
破産者　工藤建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７２号
札幌市豊平区豊平２条２丁目２番21号
破産者　有限会社金山山幸水産
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８６号
青森県上北郡横浜町字大豆田61番地の６
破産者　被相続人飯田金一相続財産
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係